

長期滞在（ロングステイ）の支援事業に 奨励を付与する

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S. 8 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 長期滞在(ロングステイ)の支援事業に奨励を付与する。

長期滞在(ロングステイ)の支援事業を投資奨励を付与する事業とすることを妥当と見なし、
 仏暦 2520 年 投資奨励法 仏暦 2520 年 第 16 条、第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)
 委員会は、委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名、奨励を付与する事業
 の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の第 7 類を増補する布告をだし、以下のように
 業種および条件を定める。

業種	条件
7.27 長期滞在(ロングステイ) 支援事業	1. 関係政府機関の了承を得なくてはならない。 2. 税に無関係の権利恩典のみを与える。 3. 種々のサービスを捜し提供しなくてはならない。 例えば、宿泊所、健康診断、旅行の手配など。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)9 月 30 日から有効である。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)12 月 20 日

陸軍大将
 チャバリット・ヨンチャイユット
 副首相
 委員会議長代行

注:この布告は、2004 年 12 月 20 日に投資奨励委員会によって布告されたものの仮訳であり、
 使用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。